

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	玉川村

玉川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	玉川村産業振興課
所 在 地	福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9 番地
電 話 番 号	0247-57-4627
F A X 番 号	0247-57-3952
メールアドレス	sangyo@vill.tamakawa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カルガモ・カラス・ハクビシン・タヌキ・アライグマ・アナグマ・アオサギ・ダイサギ・コサギ・ツキノワグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	玉川村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	野菜等	60.2a	596.2 千円
	水稻	10.0a	115.8 千円
	小計	70.2a	712 千円
カルガモ	水稻	16.0a	185.3 千円
カラス	野菜・果樹	18.9a	1,138.7 千円
ハクビシン	野菜	2.1a	23.6 千円
タヌキ	野菜	1.8a	20.3 千円
アライグマ	野菜	1.6a	18.0 千円
アナグマ	—	—	—
アオサギ	水稻	8.0a	95 千円
ダイサギ	水稻	8.0a	92 千円
コサギ	水稻	8.0a	91 千円
ツキノワグマ	野菜・果樹等	-	-

(2) 被害の傾向

①イノシシ イノシシによる被害は、年々減少傾向にあるが、年間を通し村内全域で発生している。4月から5月にはバレイショ、7月から8月は未成熟トウモロコシ、9月から11月にかけて水稻の被害が見られた。
②カルガモ 水稻に対する被害のほとんどが、田植えから活着までの期間に発生していたが、直播栽培の増加に伴い、村内一円で被害発生期間が長くなっている。被害については若干増加傾向にある。
③カラス カラスによる被害は年間通して村内全域で発生しており、作物を問わず食害等の被害がある。また、畜舎への侵入や飼料への被害も発生しており、家畜への影響が懸念される。被害面積も個体数も減少傾向にある。
④ハクビシン

ハクビシンによる被害は５月６月にかけて、かぼちゃの食害が発生しており、被害は村内全域に及んでいる。

⑤タヌキ

タヌキによる被害は年間を通して発生しており、畑での食害（かぼちゃ）や掘り起こしなどが発生しており、被害地域は村内全域に及んでいる。

⑥アライグマ

アライグマによる被害は年間を通して発生しており、畑での食害（かぼちゃ）や掘り起こしなどが発生しており、被害地域は村内全域に及んでいる。

⑦アナグマ

アナグマによる被害の発生はなかったが、目撃情報や捕獲の実績もあることから、今後被害が見込まれる。

⑧アオサギ

アオサギによる被害は、水田に苗を移植した時期に踏み倒し及び引き抜きが発生している。近年飛来数が増加しており、被害報告は増加傾向にある。被害は水稻の苗を移植して間もない時期に発生しており、苗を補植するなどして対応をしているため被害面積に比べ被害金額は低く抑えられている。

⑨ダイサギ

ダイサギによる被害は、水田に苗を移植した時期に踏み倒し及び引き抜きが発生している。近年飛来数が増加しており、被害報告は増加傾向にある。被害は水稻の苗を移植して間もない時期に発生しており、苗を補植するなどして対応をしているため被害面積に比べ被害金額は低く抑えられている。

⑩コサギ

コサギによる被害は、水田に苗を移植した時期に踏み倒し及び引き抜きが発生している。近年飛来数が増加しており、被害報告は増加傾向にある。被害は水稻の苗を移植して間もない時期に発生しており、苗を補植するなどして対応をしているため被害面積に比べ被害金額は低く抑えられている。

⑪ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害の確認はできなかったが、目撃情報や生息範囲が拡大していることから、今後被害が見込まれる。

（３）被害の軽減目標

①イノシシ

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	712 千円	495 千円
農作物被害面積	70.2a	64.7a

②カルガモ

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	185.3 千円	157.0 千円
農作物被害面積	16.0a	12.8a

③カラス

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	1,138.7 千円	1,090 千円
農作物被害面積	18.9a	18a

④ハクビシン

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	23.6 千円	22 千円
農作物被害面積	2.1a	1.7a

⑤タヌキ

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	20.3 千円	19.2 千円
農作物被害面積	1.8a	1.7a

⑥アライグマ

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	18.0 千円	16.5 千円
農作物被害面積	1.6a	1.5a

⑦アナグマ

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	—	—
農作物被害面積	—	—

⑧アオサギ

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	95 千円	76 千円
農作物被害面積	8.0a	7.0a

⑨ダイサギ

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	92 千円	76 千円
農作物被害面積	8.0a	7.0a

⑩コサギ

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	91 千円	76 千円
農作物被害面積	8.0a	7.0a

⑪ ツキノワグマ

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物被害金額	-	-
農作物被害面積	-	-

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○玉川村鳥獣被害対策実施隊と連携し、有害鳥獣の捕獲のため被害調査及びわなの設置を行った。また、水稻の作付時期には被害防止のため一斉活動を行った。	○隊員の高齢化と担い手の確保が急務となっている。住民主体の防除意識の醸成を図る必要がある。 ○狩猟者の減少により捕獲圧が低下し、鳥獣被害の増加が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	○農家個人による電気柵の設置を行った。	○電気柵のみでの被害防止対策は困難であるため、里山（緩衝帯）の整備等を含め、総合的な対策が必要である。
生息環境管理その他の取組	○森林再生事業を実施することで、多様な生き物が生息する生態系豊かな森の一助となった。	○村で整備した後、管理者の継続した維持管理が困難となっている。

（５）今後の取組方針

本村における農作物への鳥獣被害は減少傾向であるが、生息範囲は拡大傾向にある。農業者や玉川村鳥獣被害対策実施隊員等の高齢化、狩猟者の減少により、担い手が不足しており、生息調査や正確な被害実態の把握が出来ていないため、効果的な被害防止対策を講ずることが出来ないという現状である。担い手確保のため、狩猟免許取得の支援を継続的に行っていく。 今後も、地域住民の理解と協力を得ながら、関係機関と連携し、被害防止対策を講ずるとともに、効率的な捕獲方法の確立及び捕獲体制及び機材の整備を図り、更なる被害軽減に努める。また、住民が主体的に鳥獣被害対策に取り組めるように地域住民への啓発を図るとともに、鳥獣被害を受けにくい環境づくりのために鳥獣被害防止に関する体制を整備する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

被害防止施策に積極的な参加が見込まれる者から玉川村長が任命し、玉川村鳥獣被害対策実施隊を設置している。捕獲については、玉川村鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ	・捕獲機材の整備を行う。 ・狩猟免許試験について、周知するとともに、免許取得の支援を行う。 ・被害地区のパトロールを実施する。 ・わな及び銃器による捕獲活動を行う。
	アナグマ アオサギ ダイサギ コサギ	
令和7年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ アオサギ ダイサギ コサギ	・捕獲機材の整備を行う。 ・狩猟免許試験について、周知するとともに、免許取得の支援を行う。 ・被害地区のパトロールを実施する。 ・わな及び銃器による捕獲活動を行う。
令和8年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ アオサギ ダイサギ コサギ ツキノワグマ	・捕獲機材の整備を行う。(ICT機材の導入を検討・試行導入) ・生息調査や被害状況を把握し、効率的な捕獲体制の確立及び捕獲頭数の増加を図る。 ・住民主体の被害防止の意識啓発を行う。 ・狩猟免許試験について、周知するとともに、免許取得の支援を行う。 ・被害地区のパトロールを実施する。 ・わな及び銃器による捕獲活動を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 5頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 5頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 5頭
カルガモ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20頭
タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20頭
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20頭

アナグマ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 頭	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 頭	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 頭
アオサギ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽
ダイサギ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽
コサギ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽
ツキノワグマ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 1 頭	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 1 頭	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 1 頭

捕獲等の取組内容
①イノシシ 年間を通じて捕獲活動を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。 ②カルガモ 捕獲活動は農作物被害が多発する春期（4月～6月）に重点的に行う。捕獲方法は、銃器により実施する。 ③カラス 年間を通じて捕獲活動を行う。捕獲方法は、銃器により実施する。 ④ハクビシン 年間を通じて捕獲を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。 ⑤タヌキ 年間を通じて捕獲を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。

⑥アライグマ	年間を通じて捕獲を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。
⑦アナグマ	年間を通じて捕獲を行う。捕獲方法は、銃器及びわなにより実施する。
⑧アオサギ	捕獲は、農作物被害が多発する春期（４月～６月）に重点的に行う。捕獲方法は、銃器により実施する。
⑨ダイサギ	捕獲は、農作物被害が多発する春期（４月～６月）に重点的に行う。捕獲方法は、銃器により実施する。
⑩コサギ	捕獲は、農作物被害が多発する春期（４月～６月）に重点的に行う。捕獲方法は、銃器により実施する。
⑪ツキノワグマ	年間を通じて捕獲を行う。捕獲方法は銃器及びわなにより実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ及びツキノワグマの捕獲については、箱わな及びくくりわなにより捕獲を行っているが、捕獲の実績は十分ではない。このようなことから、銃による捕獲についても取り組んでいく。ただし、イノシシは非常に警戒心が強いことから使用する銃は射程の短い散弾銃ではなく、射程が長く殺傷力の高いライフル銃を使用し、遠距離からの捕獲を実施する。なお、ライフル銃の使用に際しては、周囲の安全確認を十分に行之、安全が確認できた場合のみ使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	—	—	—

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ アオサギ ダイサギ コサギ	○地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識を促す。 ○被害状況の調査を行う。
令和 7 年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ アオサギ ダイサギ コサギ	○地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識を促す。 ○被害状況の調査を行う。
令和 8 年度	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ アオサギ ダイサギ コサギ ツキノワグマ	○地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識を促す。 ○被害状況の調査を行う。

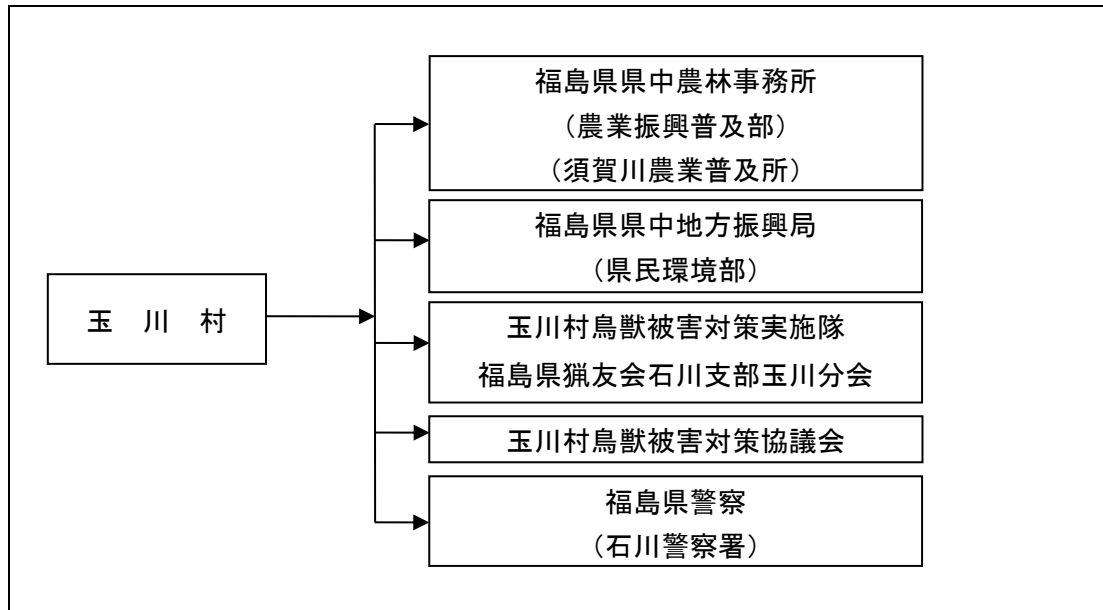
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
玉川村	事務局を担当し、広報無線等により、住民へ周知す

	るとともに、県及び警察、鳥獣被害対策実施隊と連携した対応を図る。
玉川村鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣による被害状況調査を実施し、被害防止対策の検討や、住民への情報提供を行う。
玉川村鳥獣被害対策実施隊	被害情報の収集と住民への喚起を行う。捕獲許可の下りた有害鳥獣の捕獲に従事する。
福島県猟友会石川支部玉川分会	関係機関と連携し有害鳥獣に関する情報提供を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (須賀川農業普及所)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県警察 (石川警察署)	村と連携し有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	玉川村鳥獣被害対策協議会
--------	--------------

構成機関の名称	役割
玉川村	生息調査及び被害防止対策の普及推進を行う。
福島県猟友会石川支部玉川分会	有害鳥獣に関する情報提供を行う。
玉川村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣に関する情報提供及び捕獲を行う。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣に関する情報の提供及び被害防止に関する指導を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する情報の提供及び保護に関する業務を行う。
玉川村行政区長会	住民を代表して、有害鳥獣による被害についての情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県警察 (石川警察署)	狩猟等に関する助言及び指導、情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署	国有林内での有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物への被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物への被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (森林林業部)	有害鳥獣関連及び森林整備等に関する情報の提供を行う。
ふくしま中央森林組合 (石川事業所)	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊の隊員を委嘱し、被害防止施策（被害調査、捕獲活動等）を適切に実施する。 現在の隊員数は15名で、対象鳥獣捕獲員が14名、事務を行うものが1名となっている。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
